

## 2月定例教育委員会議事録

- 1 日 時 平成29年2月21日(火) 午後1時00分から午後2時32分
- 2 場 所 宗像市役所本館3階第2委員会室
- 3 出席委員 委員 中岡政剛  
委員 宮司葉子  
委員 白石喜久美  
委員 石丸哲史  
教育長 遠矢修
- 4 その他の出席者 教育子ども部長高橋勇次、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長清水比呂之、市民協働環境部長三好康之、市民協働環境部文化スポーツ担当部長兼文化スポーツ課長磯部輝美、教育政策課長的野仁視、教育政策課指導主事高木陽一郎、教育政策課指導主事佐々木真理子、学校管理課長竹下俊史、子ども育成課長村上治彦、子ども育成課社会教育主事薄伸也、子ども育成課社会教育主事河野和道、図書課長本田和徳、郷土文化課長柚木寿義、人権対策課長白木晋一郎、経営企画課世界遺産登録推進室長徳永淳、文化スポーツ課参事古沢昭一、子ども育成課主幹兼幼児教育係長早川靖彦、郷土文化課郷土文化係長合島賢二、図書課図書館係長織戸由美子、学校管理課給食係長鶴狩滋、郷土文化課文化財係長白木英敏、経営企画課世界遺産登録推進室世界遺産登録推進係長加地俊博、人権対策課企画主査中野武和、教育政策課政策係長廣渡惠三、教育政策課政策係企画主査船越健樹

※傍聴 なし

### 5 前回(1/17定例)議事録の承認(資料1) 《承認》

### 6 議案

#### ①議案第38号 宗像市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)について(資料2) 《承認》

【図書課長】 提案理由は2点で、まず1点目が、今年度に更新いたしました図書館システム、これの新しいサービス機能を利用者に提供するための措置です。それから2点目といたしましては、資料の貸し出し、予約、他館との相互貸借といった図書館の運営上の改善をするための措置です。14ページですけれども、改正点は大きく7点ございます。1番につきましては5番と関連いたしますので合わせて説明します。ではまず5番の説明ですけれども、17ページの第12条第1項の改正になります。この改正につきましては資料の予約に関する規定ですが、市民図書館にない資料につきましては他の図書館から取り寄せる措置を取っております。この取り寄せるためには事務手続きや相手先が国会

図書館だったり他県だったりすると資料の配送料が必要になってきます。財政状況厳しくなっておりますので、このようなサービスについて今まででは市民図書館利用者、登録者については全ての方を対象にしていましたが、宗像市民に限定したいと考えております。その改正がこの⑤の改正でございます。それに関連しまして①につきましては第6条の第2項、第1号、第2号にあたります。現行では福岡都市圏広域行政推進協議会を構成する市町となっておりますけれども、その部分につきまして宗像市とそれ以外の市町の2つに分けたいと考えております。先ほどの改正で宗像市民図書館にない図書につきましては宗像市民のみ予約可能としておりますので、そことの区分けをはっきりするために第6条の項目を改正いたします。改正点⑥ですが、予約する対象資料につきましては、これまで特に条件を付けておりませんでした。その部分について今度の改正では発行済みもしくは発行が確定しているものに限りたいと思っております。そういう情報が出るか出ないかというのをずっと確認し続ける必要がありますのでその辺の事務負担がかなり重くなっていますので、発行済みのもの、もしくは発行が確定しているものに限って予約を受けるという形に改正したいと考えております。これが⑥の改正でございます。続きまして⑦の改正は今度の図書館システムについて新しい機能が付いたことによる改正です。現行は図書利用カードのバーコードを読み取って貸出返却処理を行っていますが、それに加えて新しいシステムについては別に SUGOCA や nimoca など JR とか西鉄に乗ったりするときに使うカードを2枚目のカードとして登録することができるようになっております。現在こういった通勤通学やお買い物で IC カードをご使用になる場合が多くなっております。そういった方はカードを2枚持ったりするよりも1枚に集約した方が便利ということもありますので、そちらの方も登録できる改正を今回行いたいと思っております。⑧の説明です。実際、利用登録をしている本人からの届け出が無い限り抹消の措置をしておりません。つまり利用者が市外転出等でいなくなったら場合でも登録したままの状態になっておりますので、その辺を整理したく提案しております。具体的には、貸し出しした日を最後に3カ年利用が無かった場合につきましては一旦、停止措置をしたいと考えております。実際にデータを抹消するというわけではなく、本人から3カ年経った後、申し出があった場合は、すぐ復活できる措置になりますけれども、3カ年の不使用で抹消することを導入をさせていただければと思います。続きまして⑨の改正について今、貸し出し利用については、カセットテープとそれ以外、一般の書籍とかを区分けして規定しております。カセットテープにつきましては、貸し出し本数が2本で期間は8日以内になっており、他の資料に比べて短かったり少なかったりしています。実態はカセットテープを借り出される方は非常に少ないので、一般的な資料と条件を一緒にしても他の方との競合とか発生しないと考えておりますので、そこの貸し出し資料については貸出期間、量、冊数を統一したいと考えております。最後に⑩の改正になります。これは貸出資料を紛失した場合、もしくは汚したりしてしまった場合の弁償期限と貸出停止とする期限を改正するものです。現在は、紛失や資料を汚した場合、紛失等届を提出していただきます。紛失等届を提出されてから3ヶ月以内を弁償期間として、その間に弁償されない場合につきましては紛失等届を出した4か月後から貸し出しができないように処理しております。どちらの期限も紛失等届か

ら1ヶ月に短縮したいと考えております。他の図書館の状況を調べましたところ、届け出後1ヶ月程度におきまして弁償期限を定めるとか使用停止の措置をするとなっておりますし、実際、窓口に届けられる場合は、この紛失届等出された後にだいたい1ヶ月以内で弁償していただいているような状況でございます。実際、無くしたり汚損したりした資料については、後で場合によっては補充をやっていますが、3ヶ月なり4ヶ月なり待つことなく購入している状況ですので、1ヶ月という期限を持って弁償の請求なり貸し出しの使用停止の措置をしたいと考えています。

【白石委員】 ICカードと図書カードの併用は図書館のパソコン内で処理できるようになっているのですか。

【図書課長】 ICカードの中には個人を特定する情報が入っておりますので、その情報と図書館システムが持っている図書利用番号を図書館システムの中で結び付け登録処理をします。次にICカードをかざした時に個人情報を読み取ってシステムの中でこれはAさんだと認識して貸し出しができる仕組みになっています。

【石丸委員】 ICカードに入っている情報を図書館は保有することになると思いますが、その辺の個人情報の取扱いに対しての体制は整っているということですね。

【図書課長】 その辺のセキュリティに関しましてはシステムを入れるときに、そういう一定の以上のセキュリティの基準を満たしたものでさせていただいております。

【石丸委員】 利用者にもこのカードから情報をいただくような承諾などの手続きはあるのですか。

【図書課長】 最初の登録の段階でそういったことを条件に登録いただけるような形になっています。

【遠矢教育長】 議案第38号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第38号は承認されました。

## ②議案第39号 宗像市郷土文化学習交流館協議会委員の委嘱（案）について（資料3）

### 《承認》

【郷土文化課長】 本件につきましては宗像市郷土文化学習交流館協議委員会委員の委嘱にあたりまして教育委員会に付議するものです。この宗像市郷土文化学習交流館、これは海の道むなかた館のことです。設置の根拠につきましては宗像市郷土文化学習交流館条例に基づくもので、この規定によりまして委員は学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、学識経験者、市民代表、このうちから8人以内を委嘱するものです。27ページに名簿がございますが、任期は2年でございます。今回、委嘱を予定している方は7人で全員再任です。資料の29ページに条例の写しをつけています。海の道むなかた館はこの条例第1条にあるように地域の文化資源である歴史、民俗、自然等に関する資料を収集し、保管し、調査研究の成果を集積し、及び展示してその教育的活用を図り、もって市民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的としています。これらの運営に関して、ご意見ご提案をいただくもので、協議会は年間に1回か2回程度の開催を予定しており、新年度につきましては特に今回、世界遺産のガイダンス機能

充実のための館内リニューアル等について、ご意見を賜りたいと考えているところでございます。

【遠矢教育長】 議案第39号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第39号は承認されました。

### ③議案第40号 宗像市文化財保護審議会委員の委嘱（案）について（資料4）

#### 《承認》

【郷土文化課長】 宗像市文化財保護審議会委員の委嘱にあたりまして教育委員会に付議するものです。設置の根拠につきましては宗像市附属機関設置条例及び宗像市文化財保護審議会規則に基づくものです。この規定によりまして委員は知識経験を有する者の中から10人以内を委嘱するものとなっており任期については2年です。今回、委嘱を予定している方は7人でうち6人が再任で1人が新任です。なお、この方につきましては平成22年当時本審議会の委員に就任いただきました。審議会の審議内容は文化財の保存及び活用について審議をいただくもので、年間に1回から2回程度の開催を予定しており前期から調査をお願いしております、宗像大社みあれ祭を宗像市指定無形文化財に指定することにつきましても今回引き続き調査を継続していただきたいということになります。

【遠矢教育長】 議案第40号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第40号は承認されました。

### ④議案第41号 宗像市幼児教育振興プログラム【第3期】の策定について（資料5）

#### 《承認》

【子ども育成課長】 幼児教育振興プログラムにつきましては昨年の11月の定例の教育委員会の時に宗像市幼児教育審議会より提出いただいた答申、その内容、それからその答申書をもとにパブリックコメントの実施につきましてご審議いただいたところです。この度、パブリックコメントを昨年12月15日から年明け1月23日までの期間で行いました。結果としまして意見提出は0件ということで、案をそのまま第3期の幼児教育振興プログラムとして策定したいと考えています。なお、前回の11月定例教育委員会の際にお示しした答申案からパブリックコメントにかけた時の案、一部脚注と追記をさせていただいてパブリックコメントの案として出させて頂いております。

【薄社会教育主事】 先ほど課長が申したとおりパブリックコメントで意見が出ませんでしたので、この11月定例教育委員会や協議会から出たところで若干校正しています。プログラムの40ページをご覧ください。まず目次をシンプルにして各章と6つの柱だけにしております。それから41ページを見ると分かると思いますが、新しい言葉などについて脚注を入れさせています。後は、細かな言葉の追加や修正、それから段落の入れ替え等を若干させてもらっているところです。

【白石委員】 パブリックコメントがなかったのは少し残念ですが、それでもきちんと第3期が策定できてよかったです。

【遠矢教育長】 議案第41号について承認いただける方は举手をお願いします。

【各委員】 はい。(举手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第41号は承認されました。

#### ⑤議案第42号 宗像市学校教育アクションプラン2017の策定について（資料6）

##### 《承認》

【教育政策課長】 宗像市学校教育アクションプラン2017の策定についてご承認をいただきたいと思います。この件につきましては午前中の総合教育会議でご意見いただいているので、今回につきましてはご承認いただければと考えております。

【中岡委員】 「学力向上に向けた学習内容・方法の充実」で1番下の四角にICTの活用について学習内容の定着を図ると記載されていますが、以前は情報機器の活用については学習の面と情報活用能力も入っていましたが、その情報活用能力を削除して学習内容に絞ってICTを学習の道具として明確に表現したのは、非常にいいのではと思っております。プログラミングなども含めてICT機器をどう活用していくか検討しなければなりません。中学校は技術家庭科がその一翼を担っていると思うので、機器そのものの活用についてはこれまで以上に考えて頂ければと考えております。大きな項目の3番目、「健やかな体を育む教育活動の充実」で体力向上と健康や食に関する指導の充実とありますがこの健康や食に関する部分のところで家庭地域との連携が一番大事な内容だろうと思っておりますが、体力向上と同じように日赤看護大学や企業との連携を考えて頂くとこの食育についての新たな方向性が出てくると考えております。企業と言いましてもNPO等も含めてですが、非常に「食」について努力をしてあると思います。

【高木指導主事】 ICTにつきまして今後プログラミング教育も新しい学習指導要領から出ておりるのでそれも含めて、中岡委員からご指摘いただいたICT機器をどのように活用していくかも含めながら検討してまいりたいと思います。また2番目の体力向上につきましては市内大学との連携についても是非検討してまいりたいと思っております。

【遠矢教育長】 議案第42号について承認いただける方は举手をお願いします。

【各委員】 はい。(举手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第42号は承認されました。

## 7 協議

#### ①宗像市人権教育・啓発基本計画（案）の策定について（資料7）

【人権対策課長】 今年度、国会において関連法案等々が成立し、特にその中でも部落差別解消推進法が施行されております。この計画の内容につきましては国や県の指針に基づいて策定しています。それではお手元に配布しております2部の資料のうちまず宗像市人権教育・啓発基本計画（案）のダイジェスト版こちらの方でご説明をしたいと思います。第1章は本計画の趣旨について記載しております。内容といたしましては「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「福岡県人権教育・啓発基本指針」これに基づき、市の実情これに即した施策を推進するために本計画を策定しています。基本計画を計画では法律での部落差別これをはじめとした差別があると明記されています。差別をなくし自

他の人権を尊重される社会市民生活にするため教育・啓発これが非常に重要になってまいります。市民と行政が力を合わせて「人権尊重のまちづくり」を進めていくための基本理念や施策の方向性を基本計画で明示しています。続きまして第2章は基本計画策定の背景として国際的な潮流や国県市の取り組みについて記載をしております。第3章は、人権教育・啓発の推進についてまず人権教育、人権啓発、その他特定職業従事者に対する人権研修それについて記載をしています。続きまして第4章は、分野別施策推進として個別の問題を取り上げております。同和問題、女性の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、障がい者の人権問題、外国人の人権問題、HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権問題、その他の人権問題としております。最後の第5章は、人権教育・啓発推進体制について記載しています。具体的な内容につきましては次のページの5ページから6ページの中に市の人権教育・啓発の基本的な項目ごとに内容を記載しています。特に教育委員会に関係あるものにつきましては、人権教育・啓発基本計画（案）の6ページから8ページに記載している部分について説明をしたいと思います。まず6ページの7行目からですが、（1）学校等における主な人権教育では、①で就学前の人権教育で取り組みの方向性を記載をしております。幼児教育振興プログラムに基づく施策の推進、家庭教育学級、子育て支援センター事業等の支援・充実、関係機関との連携、保育所、幼稚園、認定こども園等の教職員の研修支援としております。続きまして②学校教育における人権教育としての取り組みの方向性としましては、小中一貫教育を見通した人権教育カリキュラムの整備と改善、確かな学力の定着と充実を図る学習指導法の工夫改善と進路保障、効果的な人権教育学習教材の情報収集や調査・研究、教職員に関する認識や人権感覚を高める研修の充実としております。続きまして③では、PTA研修としております。取り組みの方向性といたしましては、各学校における人権教育の取り組み、学校間の人権教育の交流・報告という風にしております。続きまして（2）家庭地域における主な人権教育といたしましては、①に家庭教育について記載しています。取り組みの方向性として、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、PTA活動との連携、家庭児童相談室の充実、学校・家庭・地域等との連携としております。②では、地域社会における人権教育について記載しています。取り組みの方向性といたしましては、コミュニティセンター、公民館等での人権教育啓発活動、ルックルック講座（人権学習）への講師の派遣、啓発冊子やDVD等、人権教育啓発学習教材使用等の充実、（特設コーナーの設置）としております。なお今回この計画（案）につきましては、府内の人権教育啓発基本計画策定委員会におきまして協議を行っています。また現在、2月15日から3月17日までの間にパブリックコメントを行っております。広く市民の意見を聞き、必要に応じ、本計画に反映する予定でございます。

【中岡委員】 文言のところで多少誤字がありますので修正をお願いします。7ページの一番上の黒丸ですが、「教職員に関する認識や」の部分がですね、どうしても分かりにくい表現になっていると思っております。その前の方に「教職員の人権尊重の理念に対する認識や」とありますので、「人権尊重」あるいは「人権に関する認識」、またはそのまま「人権尊重の理念に対する」まで入れてもいいのかなと。それから同じ7ページの「（2）家庭地域における主な人権教育」の中の①の家庭教育のところですが、2行目に「原因として少子化、核家族化、共働き」、次に「過保護」って文言がありますが、「過保護」より

も「ネグレクト」の方が、現在非常に人権としては問題なのかなと感じますので、ここを「育児放棄」、あるいは「ネグレクト」と入れていただきたいと考えます。最後ですが、26ページ、外国人の人権問題で、「人権・民族の尊厳を対象に保たれるよう制度改革に」とあります。この部分が「尊厳を対象に保たれるよう」というこの記述がどうしても分かりにくい表現になっていると思っておりますが、ここは少し変更したほうが良いと思います。

【人権対策課長】 誤字については修正いたします。それから2点目、7ページの「教職員に関する認識」のところの表現でございます。その前のページにおきまして、「教職員の人権尊重の自由に関する認識」というような表現となっておりますので、これにつきましても、再度確認をしたいと思っております。3点目、「過保護等」については、ご指摘のとおり「ネグレクト」という表現についても関係機関と協議を行い修正できるものは修正をしたいと思います。それから最後の「人種・民族の尊厳を対象に保たれるよう」という表現でございますが、再度、関係する課等々と協議を行って、もっと分かりやすい表現に変更を考えております。

【石丸委員】 先ほどの中岡委員のご指摘の26ページの下から2行目「現状と課題」の「いやがらせや差別事象の根絶」と書いてありますが、差別事象も含んだ人権侵害事象と広く記述した方がここはよろしいのではと思います。ご検討いただけないでしょうか。「いやがらせや人権侵害事象の根絶に向けた」というような表現の方がいいと思うんですがいかがでしょうか。

【人権対策課長】 はい、委員ご指摘の「差別事象」を「人権侵害事象」というところに変えたらどうかというご意見でございますが、再度内部で検討させていただきたいと思います。

## 8 報告

【経営企画部】

〈世界遺産登録推進室〉

- 1 宗像市大島資料館条例の廃止及び宗像市大島交流館条例の制定について（資料8）

【市民協働環境部】

〈文化スポーツ課〉

- 1 宗像市スポーツサポートセンターワーキングチーム設置要綱について（資料9）

【教育子ども部】

〈図書課〉

- 1 宗像市民図書館の運営に関する要綱の一部改正について（資料10）

- 2 宗像市民図書館資料収集方針の一部改正について（資料11）

- 3 ふるさとの民話お話し会について（資料12）

〈子ども育成課〉

- 1 イングリッシュ・デイキャンプについて（別綴チラシ）

〈学校管理課〉

1 自動販売機の設置について（当日配布）

〈教育政策課〉

- 1 世界遺産学習検討委員会の進捗について（別綴資料）
- 2 平成28年度スピーチコンテスト最終審査会の報告について（資料13）
- 3 平成28年度宗像市立小中学校卒業式及び平成29度宗像市立小中学校入学式への出席について（当日配布）
- 4 平成28年度インフルエンザ様疾患の発生に伴う学校（学年・学級）閉鎖の状況について（当日配布）
- 5 学校の日についてについて（資料14）
- 6 行政報告（資料15）
- 7 後援報告（資料16）

【遠矢教育長】 次回開催予定日は、平成29年3月23日木曜日の午後2時から20  
2会議室にて開催します。

平成29年3月23日

遠矢 修

中國 政剛